

第1章 総則【新設】

- 1 理念 児童館は、児童の権利に関する条約の精神及び児童福祉法の理念にのっとり、年齢及び発達に応じて、子どもの意見を尊重し、子どもの最善の利益が優先して考慮されるよう子どもの育成に努めなければならない。
- 2 目的 児童館は、18歳未満のすべての子どもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、子どもの心身を育成し情操をゆたかにすることを目的とする施設である。
- 3 施設特性
 - 児童館は、子どもが、その置かれていた環境や状況にかかわらず、自由に来館して過ごすことができる児童福祉施設である。
 - 子どもにとって、遊びは生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中に子どもの発達を増進する重要な要素が含まれている。
 - 児童館の特性には、①拠点性、②多機能性、③地域性がある。
- 4 社会的責任 子どもの権利擁護／活動内容についての説明責任／プライバシーの保護や秘密保持／苦情対応 等

第2章 子ども理解【新設】

- 児童館では、その対象となる乳幼児期、児童期、思春期の子どもの発達の特徴や過程を理解し、発達の個人差を踏まえて、一人ひとりの心身の状態を把握しながら子どもの育成に努めることが求められる。

第3章 児童館の機能・役割

- 1 遊び及び生活を通した子どもの発達の増進 遊び及び生活の場での継続的な関わりを通して適切な支援をし、発達の増進に努めること。
- 2 子どもの安定した日常の生活の支援 子どもの遊びの拠点と居場所となることを通して、子どもの安定した日常の生活を支援すること。
- 3 子どもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防・早期発見と対応
- 4 子どもと子育て家庭の課題の発生を予防し、かつ早期発見に努め、専門機関と連携して適切に対応すること。
- 4 子育て家庭への支援 子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援すること。
- 5 子どもの育ちに関する組織や人のネットワークの推進 地域組織活動の育成を支援し、地域の子どもの健全に育成する拠点としての役割を担うこと。

第4章 児童館の活動内容

- 1 遊びによる子どもの育成
 - 子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒をゆたかにするよう援助すること。子どもが自ら遊びを作り出したり遊びを選択したりすることを大切にすること。
- 2 子どもの居場所の提供
 - 子どもが安全に安心して過ごせる居場所となるため、自己効力感や自己肯定感が醸成できるような環境づくりに努めるとともに、子どもの自発的な活動を尊重し、必要に応じて援助を行うこと。中・高校生世代も利用できる施設であることから、実際に利用可能な環境づくりに努めること。
- 3 子どもが意見を述べる場の提供
 - 子どもの意見が尊重されるように努めること。児童館の活動や地域の行事に子どもが参加して自由に意見を述べることができるようにすること。子どもの話し合いの場を計画的に設け、自分たちで活動を作り上げることができるよう援助すること。

第4章 児童館の活動内容 (続き)

- 4 配慮を必要とする子どもへの対応
障害の有無にかかわらず子ども同士がお互いに協力できるよう活動内容や環境について配慮すること。家庭や友人関係等に悩みや課題を抱える子どもへの対応、不適切な養育等や虐待が疑われる場合、子どもに福祉的な課題があると判断した場合には、関係機関等との連携により、適切な支援を行うこと。障害のある子どもの利用に当たっては、合理的配慮に努めること。
- 5 子育て支援の実施
子どもと保護者が自由に交流できる場を提供し交流を促進すること。乳幼児を対象とした活動の実施や、乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験の取組を推進すること。地域の子育て支援の包括的な相談窓口としての役割を果たすこと。
- 6 地域の健全育成の環境づくり
児童館活動に関する理解や協力が得られるよう努めること。地域全体で健全育成を進める環境づくりに努めること。児童館がない地域に出向いたりして、遊びや児童館で行う文化的活動等の体験の機会を提供するように努めること。
- 7 ボランティア等の育成と活動支援
子どもが児童館や地域社会で自発的に活動できるように支援すること。中・高校生世代、大学生等を対象としたボランティアの育成や職場体験、施設実習の受け入れなどに努めること。
- 8 放課後児童クラブの実施と連携
児童館で放課後児童クラブを実施する場合には、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」及び「放課後児童クラブ運営指針」に基づいて行うよう努めること。

第5章 児童館の職員

- 1 児童館活動及び運営に関する業務
児童館の目標や事業計画、活動計画の作成／遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理、清掃や整理整頓／活動や事業の結果の職員間での共有・振り返り／会議・打合せ／利用状況や活動内容、業務の実施状況や施設の管理状況等の記録／広報活動
- 2 館長の職務
利用者の把握と運営統括／児童厚生員の業務の円滑化／地域の社会資源等との連携／苦情や要望への対応／子育てに関する相談対応や関係機関との連携／保護者への連絡
- 3 児童厚生員の職務
子どもの育ち・子育てに関する地域の実態把握／子どもの遊びの援助や子どもと子ども集団の主體的な成長への支援／特に援助が必要な子どもへの支援／子どもの遊びや生活の環境の整備／児童虐待防止のための保護者等への情報提供、早期発見／配慮が必要とされる子どもの個別記録の作成／子育てに関する相談対応
- 4 児童館の職場倫理
倫理規範の遵守(子どもの人権尊重・権利擁護、子どもの性差・個人差の配慮、国籍や信条等による差別的な取扱いの禁止、子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止、個人情報・プライバシー保護、保護者や地域住民との信頼関係の構築)／身だしなみへの留意／倫理規範の明文化
- 5 児童館職員の研修
児童館の職員や運営主体が積極的に資質向上に努めること／運営主体や市町村・都道府県による研修の実施／研修の日常活動への反映

第6章 児童館の運営

- 1 設備 集会室、遊戯室、図書室等や事務執行に必要な設備のほか、必要に応じた設備や備品を設けること。乳幼児や障害のある子どもの利用に当たって、安全を確保するとともに利用しやすい環境に十分配慮すること。
- 2 運営主体 子どもの福祉や地域の実情を理解し、安定した財政基盤と運営体制を有し、継続的・安定的に運営できるよう努めること。運営内容について自己評価及び結果の公表に努め、利用者や地域住民等の意見を取り入れること。可能な限り第三者評価を受けること。
- 3 運営管理 地域の実情に合わせて開館日や開館時間を設定すること。利用する子どもについての把握・保護者との連絡を行うこと。運営協議会等を設置すること。運営管理の規定、責任者を定め、法令を遵守し職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組むこと。要望、苦情へ迅速かつ組織的な対応を図ること。職員体制と勤務環境を整備すること。

第7章 子どもの安全対策・衛生管理【新設】

- 1 安全管理・ケガの予防 子どもの事故やケガ防止のため、安全対策、安全学習、安全点検と補修、緊急時の対応等に留意し、計画や実施方法を整えておくこと。
- 2 アレルギー対策 アレルギー疾患のある子どもには保護者と協力して適切な配慮に努めること。誤飲事故や食物アレルギーの発生予防に努めること。
- 3 感染症対策等 感染症の発生予防に努めるとともに、感染症や食中毒等の発生時の対応方針をあらかじめ定めておくこと。
- 4 防災・防犯対策 防災・防犯に関する計画やマニュアルを策定し、安全点検・安全確保に関する情報共有等に努めること。定期的な避難訓練等の実施や災害発生時に必要な物品等を備えること。来館時、帰宅時の安全対策について保護者・地域と連携し、見守り活動等の実施に取り組むこと。
- 5 衛生管理 子どもの感染症予防や健康維持のために施設・設備の衛生管理を行うこと。採光・換気等保健衛生に十分配慮すること。

第8章 家庭・学校・地域との連携

- 1 家庭との連携 家庭と連絡をとり適切な支援を行うこと。特に援助が必要な子どもには、関係機関等と協力して継続的に援助を行うこと。
- 2 学校との連携 児童館の活動や学校の行事、子どもの様子等について、適切な情報交換を行うこと。子どもの安全管理上の問題等が発生した場合、適切な対応がとれるよう学校との連絡体制を整えておくこと。
- 3 地域及び関係機関等との連携 地域住民等により積極的に情報提供を行い、信頼関係を築くこと。子どもの安全の確保、福祉的な課題の支援のため、日頃より地域の子どもの安全と福祉的な課題に対応する社会資源との連携を深めておくこと。

第9章 大型児童館の機能・役割【新設】

- 1 基本機能 大型児童館は、固有の施設特性を有し、子どもの健全育成の象徴的な拠点施設である。他の機能を有する施設との併設等の場合にも、児童福祉施設である児童館の機能が十分に発揮されることが求められる。
- 2 県内児童館の連絡調整・支援 県内児童館の情報把握や相互利用、運営等の指導、館長や児童厚生員等の研修、児童館活動の啓発、地域組織活動等の連絡調整等、大型児童館相互の連携や積極的な情報交換を行うこと。
- 3 広域的・専門的健全育成活動の展開 県内児童館等で活用できる各種遊びのプログラムを開発、普及を図ること。児童館のない地域等に出向き、遊びの提供等に努めること。優良な児童福祉文化財の保有や活用、児童福祉文化を高める舞台の鑑賞体験を行うこと。